

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第58号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第18項ただし書を削り、同条中第19項を削り、第20項を第19項とし、第21項から第23項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条第17項第1号中「及び徴収金の過誤納金の還付」を削り、同条第18項を削り、同条第19項中「前条第20項」を「前条第19項」に、「第21項」を「第20項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「前条第22項」を「前条第21項」に、「同条第23項」を「同条第22項」に改め、同項を同条第19項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)